

白山市金沢総合車両所松任本所跡地活用検討委員会設置要綱

令和6年7月1日

白山市告示212号

(設置)

第1条 令和6年3月に閉所となった西日本旅客鉄道株式会社金沢総合車両所松任本所の跡地（以下「跡地」という。）について、まちづくりに有効な土地利用の展望を検討するため、白山市金沢総合車両所松任本所跡地活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、跡地を有効に活用するための土地利用の展望及びこれに関連し委員会が必要と認める事項を検討する。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者又は団体から選任された者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 白山市議会
- (3) 石川県
- (4) 白山市町会連合会
- (5) 松任まちづくり協議会
- (6) 跡地に隣接する町内会の代表者
- (7) 白山商工会議所
- (8) 白山青年会議所
- (9) 白山市各種団体女性連絡協議会
- (10) 白山市保育士会
- (11) 白山市PTA連合会
- (12) 白山市老人クラブ連合会
- (13) 白山市都市計画審議会
- (14) 学識経験者
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務を完

遂する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー等)

第6条 委員会に、必要に応じて、まちづくり等に関し専門的知識又は経験を有する者をオブザーバー及びアドバイザー(以下、「オブザーバー等」という。)として置くことができる。

2 オブザーバー等は、市長が委嘱する。

3 オブザーバー等は、会議に出席し、審議に関し専門的見地から、オブザーバーにあっては解説を、アドバイザーにあっては助言を行うものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、あらかじめ委員からやむを得ない事由のため、オンライン(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。)により会議への出席の申出があった場合は、これを認めることができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて、学識経験者その他専門的知識を有する者及び担当職員の意見を聴取し、又は会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画振興部まちづくり推進室において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。